

平成 16 年度退職金等に関する実態調査  
報告書（概要）

平成 16 (2004) 年 9 月

財団法人 私立大学退職金財団

---

---

平成16年7月6日～7月30日にかけて、退職資金交付事業の改善充実に資することを目的として、維持会員の退職金制度等の現状を調査した。

調査対象数は、613 会員でありすべての会員より回答をいただいた(回答率100%)。

調査内容は、6 項目(19 問)であり、以下に調査結果の概要を示す。

### 教職員の登録状況

退職金の支給対象となる教職員の当財団への登録状況は、全体で 131,939 人(72.2%)であり、内訳は、教員が、77,544 人(91.1%)、職員が 54,395 人(55.8%)である。

教員の登録内訳は、大学法人 74,137 人(91.0%)、短大法人 3,355(92.3%)、高専法人 52 人(100%)である。

職員の登録内訳は、大学法人 52,177 人(54.9%)、短大法人 2,204 人(90.7%)、高専法人 14 人(100%)であり、大学法人の登録率が他に比べ低い状況にある(看護師等医療系職員の登録者が少ない)。

なお、高等学校等を設置する会員の内、都道府県の退職金団体へ加入している会員は、379 会員(79.3%)であった。

### 定年制

教職員の定年年齢は、教員を 65 歳(47.0%)、職員を 60 歳(47.6%)としている会員が最も多く、教員の定年の第 2 位は、大学法人が 70 歳(26.7%)、短大法人が 60 歳(23.6%)であった。

職員の定年は、大学法人、短大法人ともに同じ傾向であり、第 2 位が 65 歳であった。

### 退職金の支給

退職金の支給について、大学法人、短大法人間で差は見られない。

退職金の支給形態は、「退職一時金のみ」を採用している会員が 592 会員(96.6%)と最も多く、次いで「退職一時金と退職年金の併用」が 16 会員(2.6%)であった。

退職一時金の算定方法は、「最終の基本給等算定基礎額×支給率」を採用して

---

---

いる会員が 602 会員（98.2%）であり、ポイント制（ポイント制とは、成果主義の一種で、勤務年数のほか役職経験年数等を加え、点数化したものを基礎とする）を採用している会員はなかった。

「基本給等算定基礎額」は、退職時の俸給月額としている会員が 506 会員（82.5%）であり、その他として退職時以外の額を基礎としている会員が 91 会員（14.8%）であった。

退職金計算の際の支給率は、大学法人と短大法人では異なる結果となった。

大学法人は、独自の支給率を設定している会員が 247 会員（52.8%）である。一方、短大法人は、独自の支給率を設定している会員が 46 会員（32.0%）である。「当財団と同じ支給率」を採用している会員は、大学法人が 167 会員（35.7%）、短大法人が 85 会員（59%）であった。

退職金支給日までの日数は、退職日から 1 ヶ月以内としている会員が 256 会員（41.8%）と最も多く、次いで退職日に支給している会員が 208（33.9%）である。多くの会員の退職金の支給日は、退職日又は 1 ヶ月以内となっている。

なお、退職金支給日を規定化している会員は 316（51.5%）である。

### 失業教員に対する退職金の支給

雇用保険の加入状況は、大学法人の 140 会員（29.9%）が雇用保険に加入している。短大法人では、91 会員（63.2%）が雇用保険に加入しており、短大法人の加入率は 2 倍高い状況である。

雇用保険に加入していない会員のうち、国家公務員退職手当法第 10 条（失業者の退職手当）に相当する規定を定めている会員は、3 会員であった。

### 退職給与引当金

退職給与引当金の計上方法は、583 会員（95.1%）が「期末要支給額計上方式」を採用している。このほか大学法人の 4 会員、短大法人の 2 会員が「将来支給額予測方式」を採用している。

退職給与引当金の計上割合は、100%計上している会員と、50%を計上している会員に二分している。100%を計上している会員は 364 会員（59.4%）あり、50%を計上している会員が 107 会員（17.5%）である。その他の比率には、3%前後の会員が散在している。

また、退職給与引当金の会計処理は、582 会員（94.9%）が公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号の報告に則り会計処理を行っている。

---

---

## 賃金（給与）制度

教職員の任期制の導入状況は、大学法人の 204 会員（43.6%）が任期制を導入しており、このうち 138 会員（67.6%）の会員が退職金支給対象としている。

短大法人では、40 会員（27.8%）が任期制を導入しており、このうち 22 会員（55.0%）の会員が退職金支給対象としている。これら任期制の対象は、主として教員であると推測される。

また、教職員への年俸制の導入状況は、大学法人の 110 会員（23.5%）が年俸制を導入しており、このうち 49 会員（44.5%）の会員が退職金支給対象としている。

短大法人では、29 会員（20.1%）が年俸制を導入しており、このうち 16 会員（55.1%）の会員が退職金支給対象としている。これら年俸制の対象は、主として教員であると推測される。

以上

平成 16 年度退職金等に関する実態調査  
集計データ

---

---

## 1 調査の目的

退職資金交付事業の改善充実に資するため維持会員の退職金制度等の現状を調査する。

## 2 調査概要

【調査期間】 : 平成16年7月6日～7月30日

【調査方法】 : 郵送法

【調査対象】 : 私立大学退職金財団維持会員である学校法人

【調査票の構成】 :

基本事項(会員番号、学校法人名、所属部署名、電話番号、回答者氏名、  
役職名、設置する学校名)

教職員の登録状況

定年制

退職金の支給

失業教員に対する退職金の支給

退職給与引当金

賃金(給与)制度

【回答会員数】 : 調査対象維持会員数613会員すべてから回答があった。  
(回答率は100%)

## 3 回答会員のプロフィール

大 学 法 人      4 6 8   法人

(大学499校、短期大学253校、高等専門学校2校)

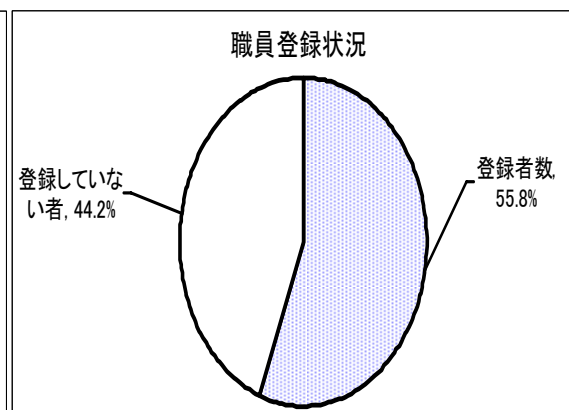
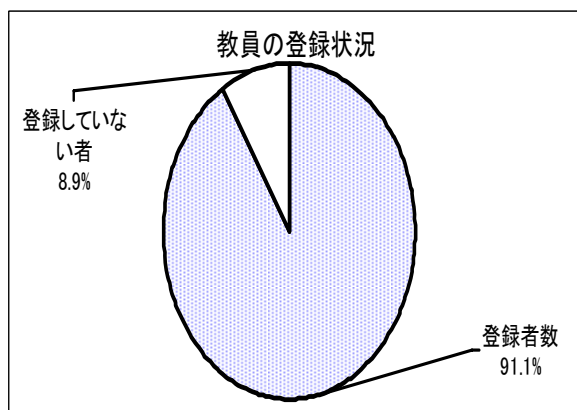
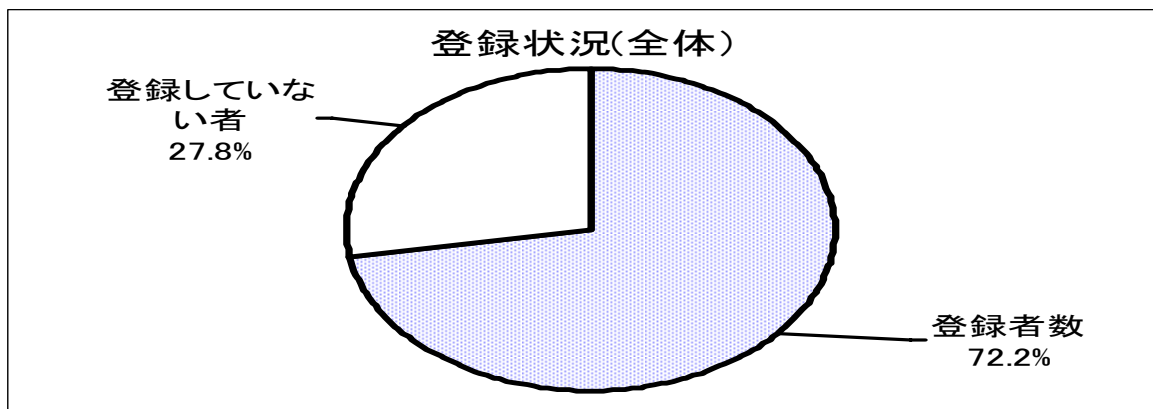
短 期 大 学 法 人      1 4 4   法人(短期大学 145校)

高 等 専 門 学 校 法 人      1   法人(高等専門学校 1校)

## 教職員の登録状況

### B1 教職員の登録状況

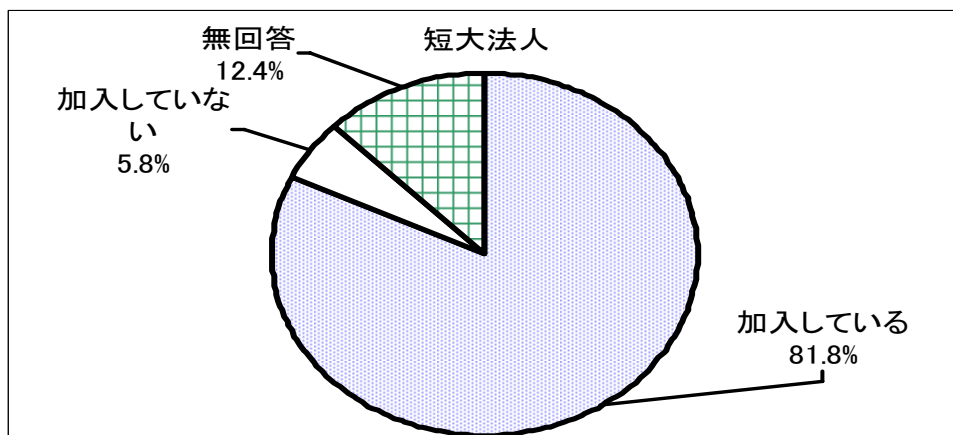
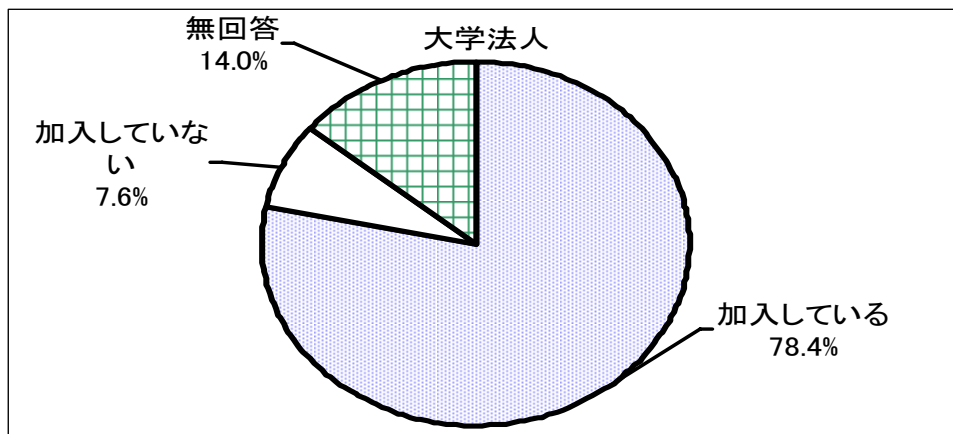
		大学法人	短大法人	高专法人	合計
教員	退職金を支給する者の数	81,425人	3,633人	52人	85,110人
	財団への登録者数	74,137	3,355	52	77,544
	登録割合	91.0%	92.3%	100.0%	91.1%
職員	退職金を支給する者の数	95,062	2,431	14	97,507
	財団への登録者数	52,177	2,204	14	54,395
	登録割合	54.9%	90.7%	100.0%	55.8%
合計	退職金を支給する教職員数	176,487	6,064	66	182,617
	財団への登録者数	126,314	5,559	66	131,939
	登録割合	71.6%	91.7%	100.0%	72.2%



B2 高等学校等に常時勤務する教職員の都道府県退職金団体への加入状況

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
大学等のみ設置する	112(23.9)	23(16.0)	-	135(22.0)
高等学校等を設置する法人	356(76.1)	121(84.0)	1(100.0)	478(78.0)
加入している	279(78.4)	99(81.8)	1(100.0)	379(79.3)
加入していない	27(7.6)	7(5.8)	-	34(7.1)
無回答	50(14.0)	15(12.4)	-	65(13.6)
合計	468(100.0)	144(100.0)	1(100.0)	613(100.0)



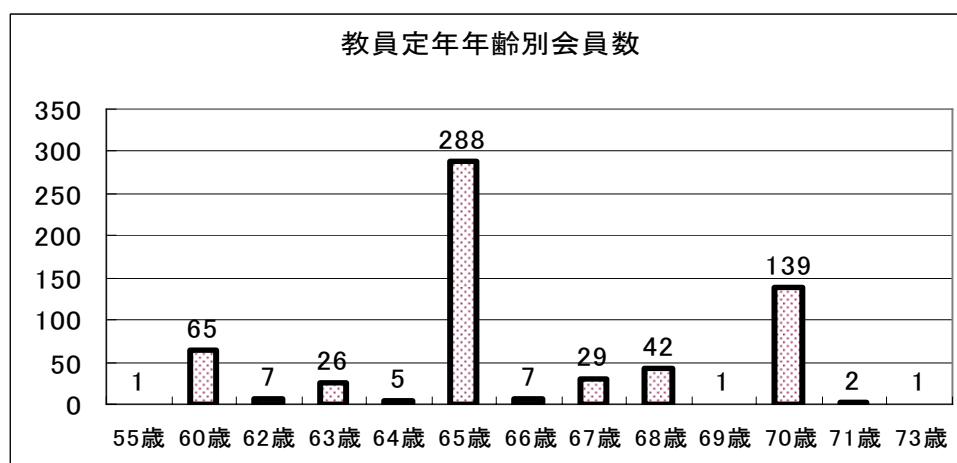


## 定年制

< 教員 >

(単位：会員数)

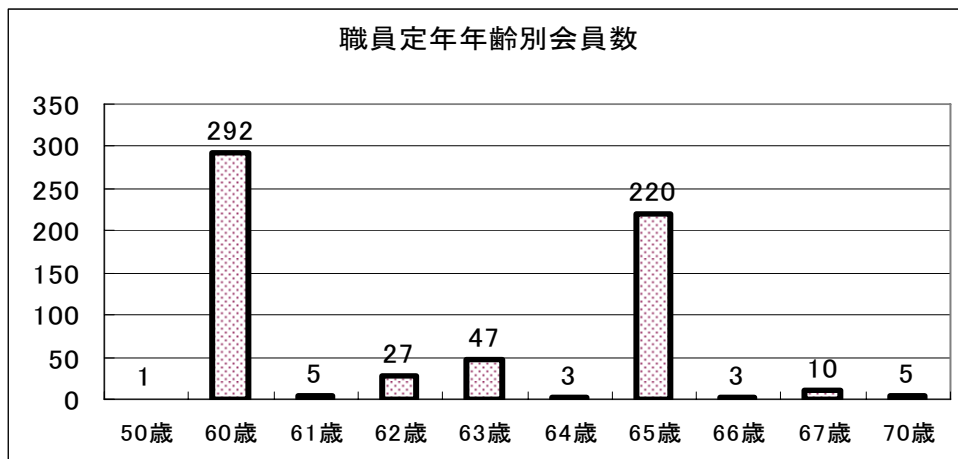
定年年齢	大学法人		短大法人		高専法人		会員数	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
55歳	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.2%
56歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
57歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
58歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
59歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
60歳	30	6.4%	34	23.6%	1	100.0%	65	10.6%
61歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
62歳	3	0.6%	4	2.8%	0	0.0%	7	1.1%
63歳	16	3.4%	10	6.9%	0	0.0%	26	4.2%
64歳	4	0.9%	1	0.7%	0	0.0%	5	0.8%
65歳	222	47.4%	66	45.8%	0	0.0%	288	47.0%
66歳	4	0.9%	3	2.1%	0	0.0%	7	1.1%
67歳	22	4.7%	7	4.9%	0	0.0%	29	4.7%
68歳	38	8.1%	4	2.8%	0	0.0%	42	6.9%
69歳	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
70歳	125	26.7%	14	9.7%	0	0.0%	139	22.7%
71歳	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
72歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
73歳	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
合計	468	100.0%	144	100.0%	1	100.0%	613	100.0%



< 職員 >

(単位：会員数)

定年年齢	大学法人		短大法人		高専法人		会員数	
50歳	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.2%
51歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
52歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
53歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
54歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
55歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
56歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
57歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
58歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
59歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
60歳	207	44.2%	84	58.3%	1	100.0%	292	47.6%
61歳	4	0.9%	1	0.7%	0	0.0%	5	0.8%
62歳	21	4.5%	6	4.2%	0	0.0%	27	4.4%
63歳	35	7.5%	12	8.3%	0	0.0%	47	7.7%
64歳	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
65歳	183	39.1%	37	25.7%	0	0.0%	220	35.9%
66歳	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
67歳	9	1.9%	1	0.7%	0	0.0%	10	1.6%
68歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
69歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
70歳	3	0.6%	2	1.4%	0	0.0%	5	0.8%
合計	468	100.0%	144	100.0%	1	100.0%	613	100.0%

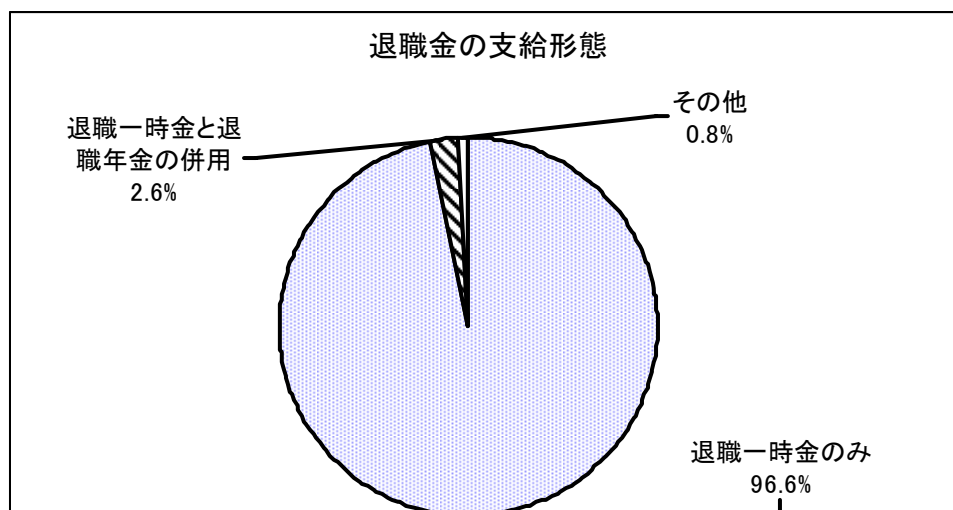


## 退職金の支給

### D1 退職金の支給形態

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
退職一時金のみ	453 (96.8)	138 (95.8)	1 (100.0)	592 (96.6)
退職年金のみ	0	0	0	0
退職一時金と退職年金の併用	13 (2.8)	3 (2.1)	0	16 (2.6)
その他	2 (0.4)	3 (2.1)	0	5 (0.8)
合計	468 (100.0)	144 (100.0)	1 (100.0)	613 (100.0)



D2 退職一時金の算定方法(D1で退職一時金又は退職一時金と退職年金の併用と回答した会員)

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
最終の基本給等 算定基礎額×支給率	4 6 1 (98.5)	1 4 0 (97.2)	1 (100.0)	6 0 2 (98.2)
ポイント制	0	0	0	0
その他	6 (1.3)	1 (0.7)	0	7 (1.1)
無回答	1 (0.2)	3 (2.1)	0	4 (0.7)
合計	4 6 8 (100.0)	1 4 4 (100.0)	1 (100.0)	6 1 3 (100.0)

D3 基本給等算定基礎額について

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
退職時の俸給月額	3 8 6 (82.5)	1 2 0 (83.3)	0	5 0 6 (82.5)
その他	7 2 (15.4)	1 8 (12.5)	1 (100.0)	9 1 (14.8)
無回答	1 0 (2.1)	6 (4.2)	0	1 6 (2.6)
合計	4 6 8 (100.0)	1 4 4 (100.0)	1 (100.0)	6 1 3 (99.9)

#### D4 支給率は何を基準としていますか

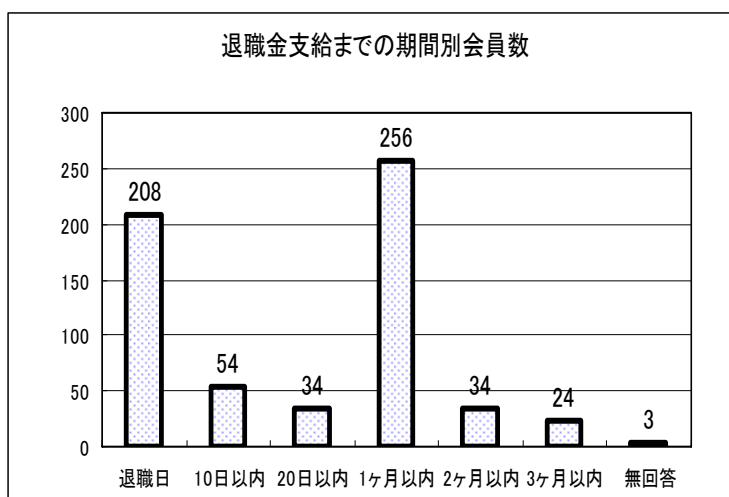
(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
当財団と同じ支給率	167 (35.7)	85 (59.0)	1 (100.0)	253 (41.3)
国家公務員退職手当法を準用	47 (10.0)	9 (6.3)	0	56 (9.1)
その他	247 (52.8)	46 (32.0)	0	293 (47.8)
無回答	7 (1.5)	4 (2.8)	0	11 (1.8)
合計	468 (100.1)	144 (100.0)	1 (100.0)	613 (100.0)

#### D5 退職金の支給日までの日数

(単位：会員数(%))

退職金支給 日迄の期間	会員数
退職日	208(33.9)
10日以内	54( 8.8)
20日以内	34( 5.5)
1ヶ月以内	256(41.8)
2ヶ月以内	34( 5.5)
3ヶ月以内	24( 3.9)
無回答	3( 0.5)
合計	613(99.9)

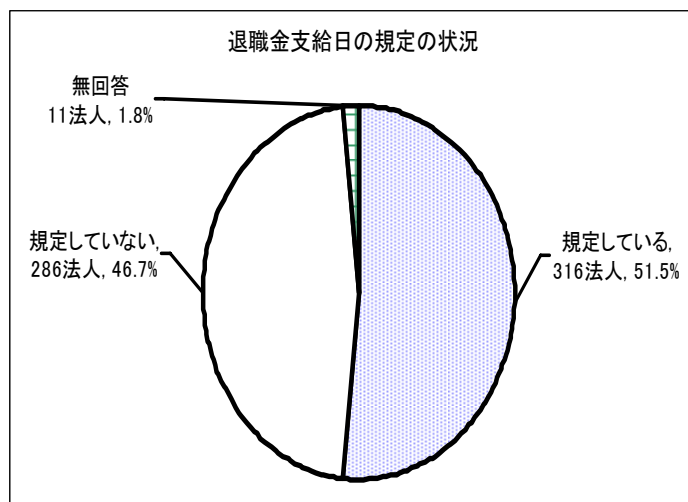


退職金支給日までの期間を「0」とした会員も退職日として集計した

## D6 退職金支給日の規定の状況

(単位：会員数(%))

退職金支給日の規定	会員数
規定している	316(51.5)
規定していない	286(46.7)
無回答	11( 1.8)
合計	613(100.0)

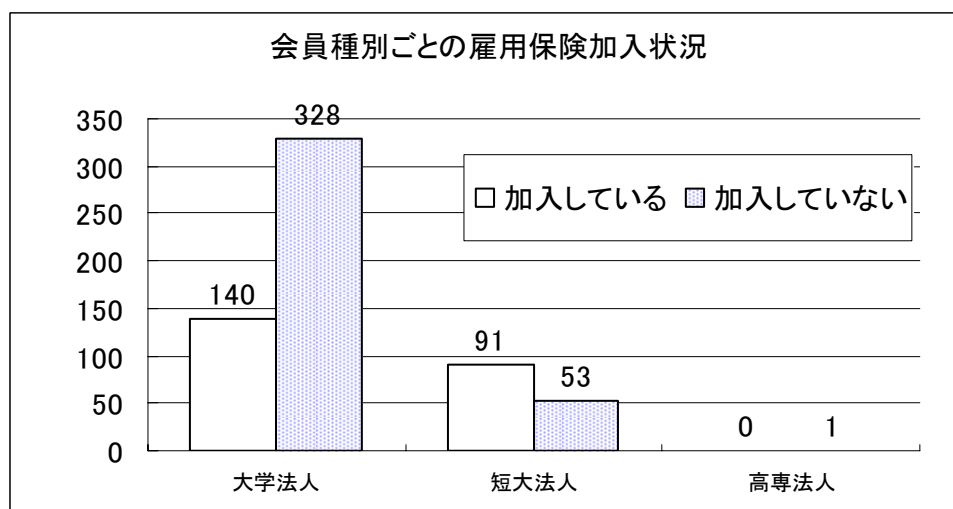
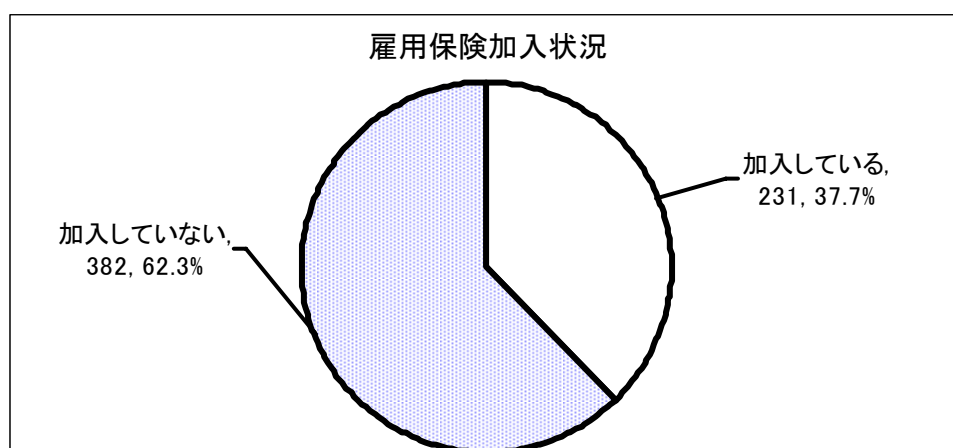


## 失業教員に対する退職金の支給

### E1 雇用保険に加入していますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
加入している	140 (29.9)	91 (63.2)	0	231 (37.7)
加入していない	328 (70.1)	53 (36.9)	1 (100.0)	382 (62.3)
合計	468 (100.0)	144 (100.1)	1 (100.0)	613 (100.0)



E2 国家公務員退職手当法第 10 条(失業者の退職手当)に相当する規定を定めていますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
定めている	2 (0.6)	1 (1.9)	0	3 (0.8)
定めていない	322 (98.2)	51 (96.2)	1 (100.0)	374 (97.9)
無回答	4 (1.2)	1 (1.9)	0	5 (1.3)
合計	328 (100.0)	53 (100.0)	1 (100.0)	382 (100.0)

E3 国家公務員退職手当法第 10 条(失業者の退職手当)に相当する規定を定めている会員の規定の内容

法人名	E3
A 学園	国家公務員退職手当法第 10 条、退職金交付業務方法書第 17 条とほぼ同様の内容
B 学園	国家公務員退職手当法第 10 条、退職金交付業務方法書第 17 条とほぼ同様の内容
C 学園	都道府県職員の退職手当に関する条例を準用



## 平成 15 年度の退職給与引当金

### F1 退職給与引当金の計上方法

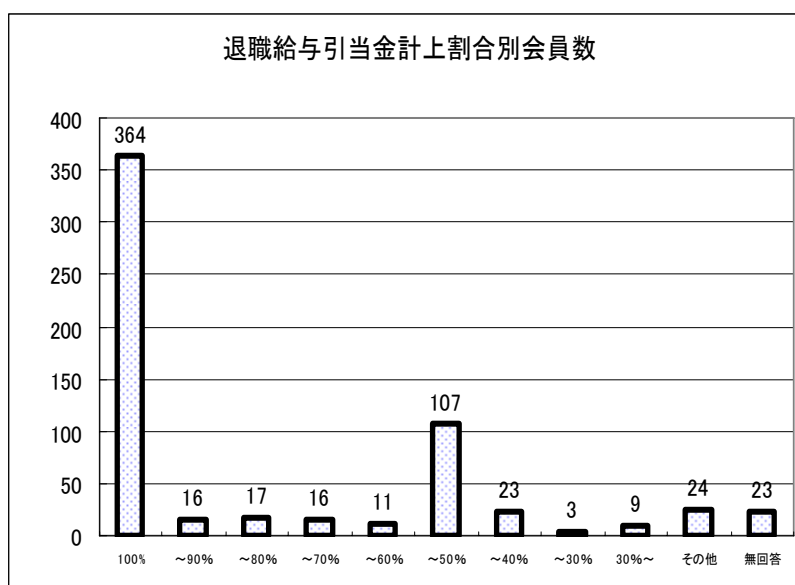
(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
将来支給額予測方式	4 (0.9)	2 (1.4)	0	6 (1.0)
期末要支給額計上方式	452 (96.6)	130 (90.2)	1 (100.0)	583 (95.1)
その他	8 (1.7)	12 (8.3)	0	20 (3.3)
無回答	4 (0.9)	0	0	4 (0.7)
合計	468 (100.1)	144 (99.9)	1 (100.0)	613 (100.1)

### F2 退職給与引当金の計上割合

(単位：会員数(%))

割合	会員数
100%	364(59.4)
～90%	16( 2.6)
～80%	17( 2.8)
～70%	16( 2.6)
～60%	11( 1.8)
～50%	107(17.5)
～40%	23( 3.8)
～30%	3( 0.5)
30%～	9( 1.5)
その他	24( 3.9)
無回答	23( 3.8)
合計	613(100.0)



F3 公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号による会計処理を行っていますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
行っている	4 4 8 (95.7)	1 3 3 (92.3)	1 (100.0)	5 8 2 (94.9)
行っていない	6 (1.3)	4 (2.8)	0	1 0 (1.6)
無回答	1 4 (3.0)	7 (4.9)	0	2 1 (3.4)
合計	4 6 8 (100.0)	1 4 4 (100.0)	1 (100.0)	6 1 3 (99.9)

## 賃金(給与)制度

### G1 教職員に任期制を導入していますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
導入している	204 (43.6)	40 (27.8)	0	244 (39.8)
導入していない	262 (56.0)	104 (72.2)	1 (100.0)	367 (59.9)
無回答	2 (0.4)	0	0	2 (0.3)
合計	468 (100.0)	144 (100.0)	1 (100.0)	613 (100.0)

### G2 任期制の対象となる教職員は退職金給付の対象となりかすか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
対象となる	138 (67.6)	22 (55.0)	0	160 (65.6)
対象とならない	65 (31.9)	18 (45.0)	0	83 (34.0)
無回答	1 (0.5)	0	0	1 (0.4)
合計	204 (100.0)	40 (100.0)	0	244 (100.0)

G3 教職員に年俸制を導入していますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
導入している	110 (23.5)	29 (20.1)	0	139 (22.7)
導入していない	350 (74.8)	109 (75.7)	1 (100.0)	460 (75.0)
無回答	8 (1.7)	6 (4.2)	0	14 (2.3)
合計	468 (100.0)	144 (100.0)	1 (100.0)	613 (100.0)

G4 年俸制の対象となる教職員は退職金給付の対象となりますか

(単位：会員数(%))

	大学法人	短大法人	高専法人	合計
対象となる	49 (44.5)	16 (55.1)	0	65 (46.8)
対象とならない	61 (55.5)	13 (44.8)	0	74 (53.2)
合計	110 (100.0)	29 (100.0)	0	139 (100.0)

以上

財団法人 私立大学退職金財団

事業部 (直通電話 03-3234-1801)

( F A X 03-3234-3365 )

<http://www.shidai-tai.or.jp/>

E - mail post@shidai-tai.or.jp

( 禁無断転載・転用 )